

1 会議名 全員協議会

2 日時 平成28年12月19日(月)  
午前10時～午後12時31分

3 場所 第3委員会室

4 出席議員 全議員

5 出席者 市長 片岡恵一  
総務部長 山田日出雄、市民部長 柴田義晴、健康福祉部長  
森山 稔、建設部長 西垣正則、消防長 堀尾明弘、教育こども  
未来部長 長谷川忍  
秘書企画課長 佐野 剛、同統括主査 加藤 淳、協働推進課  
長 小松 浩、同統括主査 小崎尚美、行政課長 中村定秋、  
同主幹 佐藤信次、都市整備課長 西村忠寿、同統括主査 田  
中伸行、維持管理課長 高橋 太、同統括主査 竹安 誠、上  
下水道課長 松永久夫、同主幹 古田佳代子

6 事務局出席者 議会事務局長 尾関友康、同統括主査 寺澤 顕、同主事  
坪内 裕紀

全員協議会（平成28年12月19日）

◎議長（須藤智子君） 皆さん、おはようございます。

年の瀬も迫りましてまだお忙しいところ、きょうは全員協議会ということで皆様方にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、たくさんの傍聴者の方がお見えになります。

それでは、ただいまより全員協議会を始めさせていただきます。

まず初めに、市長より発言の申し出がありましたので、市長の発言を許可しますので、市長、どうぞ。

◎市長（片岡恵一君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

調査については、手元に報告できる情報がなく、進展できるものはございません。調査の必要性についても、市長の職務を放置し、調査するための時間を捻出することが優先されるべきとは考えておりませんので、調査するための時間をつくるに至っておりません。どうして私が議会に対して問題視されるような行動をあえてしているのか、その理由が2つありますので、説明をします。

1つ目は、収支報告書の記載問題は法的な解釈があり、この判断は司法の場でしか明らかにすることができないからです。議会で何をしたいのか理解できません。私も本当に法律違反の可能性が明らかになれば、収支報告書の修正をするための行動をとります。それをしないのは、前回述べましたように、愛知県選管に問い合わせ、冊子に名前を使ったことが問題ではなく、実態としてその団体が行ったことを報告しているかどうかですとの回答を判断材料として、私は、現在のところ収支報告書の修正申告を行っていないのであります。

皆さんは、医者から朝御飯を米粒325粒を正確に食べないと死ぬと宣告されたら、どんな努力と時間をかけてでも米粒を数えて食べると思います。本件も本当に法律違反となれば、市民の皆さんには悪いですが、市長の職務を休ませていただいて、修正申告の資料集めに奔走いたします。

2つ目は、この8年間にわたって努力してまいりましたクレーマー対策が、最近の議会の行動によって水泡に帰すようなことになっているからです。

市長に就任して、行政職員に対するクレーマーの存在とその攻撃のすごさ、市民だと言ってくるクレーマーに対して拒否ができない行政職員の弱い立場であることがわかりました。私は職員を守るため、クレーマー対策に尽力を尽くすことにしたのです。

それまでクレーマーに対する対応は、必ずしも統一的に行われていませんでした。毅然と対抗する者、下手に出て従順する者、情報提供などでクレーマーの協力者になり自己防衛する者、ひたすら謝罪する者、対抗もできずにずるずる時間ばかり消耗する者、ばらばらの対応でした。私は、当時の総務部長に、組織的に対応すること、個別の判断ではなく、統一された基準で対応することを指示しました。いわゆるモンスタークレーマーの対応に職員が費やされる時間と労力は膨大で、その無駄な時間は、本来、全体の奉仕者として市民のために働くべきなのです。

その後、不当要求行為等対策委員会を機能させること、組織的に対応する対応基準マニュアルの作成、記録の義務づけ、法的な裏づけを確かにするために行政訴訟に明るい弁護士との顧問契約、職員に対するセミナー、セキュリティ設備整備、警告の発動など、あらゆる手だてで対策をしてきました。

ところが、9月議会の委員会で私にフラッシュバックのようなことが目の前でありました。ある議員の議員席まで特定の市民が来て、この市民にあれこれ指示しているのではないですか。私は、ある事件を思い出しました。市長、こいつがやめると言っているから、すぐ首にしろと私のところへ職員を引き連れてきて、クレーマーが来ました。市長である私に命令をするのです。私は、この職員の上司は私だ。あなたに指図されるものではないと一喝しました。議員時代にクレーマーからの攻撃を受けて退職した職員が何人もいるとのうわさは耳にしていたましたが、ここまで追い詰められるのかと実感したのはそのときです。

それ以来、クレーマーから職員をどうやって守るかに全力を注ぐことになります。柴山総務部長と二人三脚で、時には柴山部長が潰れてしまうのではないかと思われるほどの困難を乗り越えて、クレーマー対策をしてきました。

このクレーマーは、いわゆる筋論クレーマーという分類のクレーマーです。行政の小さなミスを見つけ、徹底的に追及します。あるいはグレーな部分を徹底的に突いてくる行動様式です。

さて、クレーマーは何のためにこのようなことを行うのか。私の分析は、征服感を楽しんでいると思います。世の中を正すみたいなのはずんだ正義感もあるでしょうが、これは自己肯定のつじつま合わせで、自分への言いわけ的心理だと思います。謝らせた、変えさせたなどの達成感から来る征服感が目的と解釈しています。

今、議会は、クレーマーに議事録のホームページ掲載ミスを突かれ、議会事務局職員が何時間も電話に対応させられるなど、クレーマーの餌食になっていると聞き及んでいます。職員が困窮している姿を認識しておりながら、

議員の皆さんはなぜ何も手を打たないのですか。

私は、9月の委員会以降、ある議員の質問は、クレーマーの指示による質問であると認識しています。私は、クレーマー対策として、必要最小限のこと以外返答しないよう職員に指導しています。その行動基準で私が行動していることが、議員さんが問題視されている2つ目の理由です。

クレーマーに操られたりする議員、クレーマーに情報提供する議員が出てくるような議会では、本当に市民のためになっている議会とは言えません。あなたたち議会には1億8,000万円の予算を費やしています。もっと市民のために働いてほしいと思います。岩倉市議会がクレーマーに踊らされ、これ以上時間を浪費しないことを望んでいます。そんな時間があるなら、クレーマー対策に尽力した幹部を議会に呼んで、岩倉市のクレーマー対策についての勉強会をやってください。ひたすらクレーマーから職員を守るための対策をしてきた苦難の道のりが理解できると思います。私は、幹部とともに全力を尽くしたクレーマー対策の実績を無にしたくないのです。

次に、堀議員が看過できない発言をしていますので、説明します。

議会からお尋ねの冊子は、デザイン会社で7月から9月にかけて制作しました。冊子とともに写真やイラストなどのデジタル素材はCDでもらいました。そのCDのデジタル素材を12月、1月に堀議員発言の会社で政治活動のためのA3リーフ及び選挙期間中のA4・2枚組みの公選ビラを作成しました。議会からの質問はありませんでしたが、それぞれの費用は明確です。クレーマーの妄想を市民の声と表現すれば、議場で発言することが許されるのですか。議場の発言は事実と正確性を持って厳正であるべきと考えます。

堀議員は、廊下でしゃべる雑談と議場で発言する重みを全く理解していないと思います。また、彼の行動はアジテーターです。扇動者です。今まで事実を理解できなかった議員の皆さんは、クレーマーとアジテーターに翻弄されていることにそろそろ目が覚めてもいいのではないのでしょうか。以上です。

今の発言をペーパーにしておりますので、この部屋の中に見える方に配ってよろしいですか。

◎議長（須藤智子君） 許可します。傍聴者にもお願いします。

配付する間、暫時休憩します。

（休 憩）

◎議長（須藤智子君） 休憩を閉じて再開いたします。

御質問があれば受け付けます。

質問はありますか。

◎10番（木村冬樹君） 後段のクレーマー対策の部分じゃなくて前段の部

分なんですけど、要は政治資金規正法の法律の解釈によって、市長の対応については問題ないというところからこういう対応をしているという説明だというふうに思うんですけど、ただ、法律に違反するかどうかというところとはともかく、法律の趣旨というのは、やはり政治家がお金を支出したり収入として得たり、こういうところを明らかにしていく、透明化していくということが法律の趣旨だと思うんですけど、そういったところについて市長はどのように考えているのか、お願いします。

◎市長（片岡恵一君） 政治団体の収支報告がおくれたとか、私が収支報告書に対して甘い考えであったことは前から謝っておりますし、そのことについては法律の趣旨を尊重するべきものということについては、自分の不徳のいたすところであったというふうには思っておりますので、そのことについては、今まで議会でも謝罪といいますか、そういう表明をしてきたところがあります。ただ、報告について法律違反かどうかということについては、私は司法の場でやるべきものというふうに思っておりますし、根拠を明らかにするための調査の時間も要りますので、市長の職務がある中でそれをやるかどうかというのは、その重大性とのバランスだけの問題でありますので、もし違反であるぞというようなことははっきりしてくるんなら、申しわけないけど、市長の在任期間中であれば休ませていただくこともお願いしなきゃいけないかなというふうには思っております。

◎13番（黒川 武君） この問題というのは、本年6月定例会において堀議員が一般質問で取り上げたというのが発端だと思うんですね。そのときの議論というのは、市長が前回の選挙の前に冊子を作成し配付したと。それは後援会の名前のものであったというところ。したがって、そうであれば政治資金規正法上に基づく収支報告に記載されるべきものであるというところが発端であったかと思うんです。

市長は、みずから県の選管のほうに問い合わせをされて、先ほどのように発言されたということで、市長自身は後援会の名義はかりただけど、これは実質自分の政治活動であると、そういう反論をされたと思うんですね。

せんだって、そこのところがまだ、市長はそうおっしゃってみえるんですけど、じゃあ本当に県の選管はどうなんだろうかといいところ、先日、議長のほうから県の選管のほうに見解を求めたところですが、その回答内容は、回答いたしかねるといったものであったわけです。恐らく個別具体的なものについては立ち入らないと、そういった県の判断もあったかと思うんですね。

したがって、私がここで申し上げたいのは、市長がこれはみずからの政治活動であると。これは憲法第21条で表現の自由、集会・結社の自由等、いわ

ゆる政治活動も含めた形で保障されているわけです。いわゆる基本的人権としては保障されているわけです。そうであるんだっただらば、その姿勢をやはり貫くべきであったろうと。その後の総務産業建設常任委員会、9月定例会、市民の方から請願が出された。市長にも来ていただいて、いろいろ委員のほうから質問もあった。その中で、じゃあその冊子の発注先はどこなんですか、金額は幾らなんですかということに対して、市長は現在でもそうなんです、その辺のところは記憶が不鮮明であったり、あるいはインターネット上での取引であった。したがって、そのときのメールも保存はされていないというところで明らかでないということをした。そういうところが、言ってみれば本当にどうなんだろうねといったところがあるわけなんです。ごめんなさいね。

私が聞きたいのは、市長みずからが、これは自分の政治活動であると、そういう判断に立つんだっただらば、そういう質問に僕はお答えする必要はなかったんだと思うんですが、そういう点、市長は質問に応じてきたわけですよ。そのところがなぜそうなのかということが、私自身、ちょっと市長の心情も含めてよく理解できないところでもあるんですが。

◎市長（片岡恵一君） 議員から質問されれば答えなきゃいけないというふうに思っておりますので、その辺は拒否するというような考え方はございません。

◎11番（堀 巖君） 数点あります。

まず一番大きいのは、私がアジテーターであるということです。この発言に対しては、個人だけではなくて、この前と一緒に議会全体を愚弄している発言だというふうに思います。議会は、私新人議員1人が言ったことに扇動されて動くような組織ではないと思います。皆さんそれぞれの支援者があって、良識を持って選ばれてきた人たちに対して、私一人がそんなに多大なんですか。

私は、市長は多分、さっきのクレーマー対策、私も職員時代にずうっといってよく知っています。だけど、意地を張っているだけにしか見えないんですよ。6月議会のときに私は確かにある市民の方からの情報提供でこういう問題があるというふうに情報を入れて、それは議会の中でも発言しました。よって、それを解明する必要があるということで一般質問させていただきました。

それについて6月議会、9月議会、12月議会に引き続いて解明すべきだということは、委員会や全協で全員一致で機関決定してきたわけですね。その機関決定したことについて、市長は私の扇動だというふうに言われるのは、

非常に遺憾の意を表明したいというふうに思います。

それから2点目で、さっき黒川議員が言われたように、どうして素直に答えていただけないのかなというところはやはりずうっと残っているんですね。例えばA T Mで振り込んだというふうに発言しましたが、そのときに40万円なのか、政務だったら40万円ですし、非政務だったら80万円ですよ。40万円か80万円かすら覚えていないなんていうのは本当に金銭感覚を疑いますし、現実にはそこら辺は本当に記憶がないんですか。幾ら振り込んだんですか。どこのA T Mで振り込んだのでしょうか、教えていただきたいとします。

◎市長（片岡恵一君） クレーマー化しているという発言も取り消しておりませんし、堀議員がアジテーターであるというのも撤回するつもりはございません。私は本当にそういうふうに思っております。

それから、記憶にないというのは、振り込んだのはこのA T Mであります。ロットがちょっと思い出せないで、40万円だったか80万円だったか、そういう金額でありますよというようなことは言いました。

大体物を買ってどのくらいだというのは、覚えている人もおるかわからんですけど、私は印刷の部分についてはよくわからない。デザイン会社ですから、デザイン料をたくさん取られました。結構イラストなんか、オリジナルイラストをつくりましたから。それから、写真なんかプロの写真家が撮ったというようなこともありますから、そちらのほうが結構大きかったと思います。印刷についてはそのくらいじゃなかったかなというふうには思いません。それ以上、今ここで調べているわけではないのでわかりませんが、記憶はそういうことです。だから、いろいろ妄想しながらやっているということが僕は問題だと思う。やっぱり事実を確かめてこれはと言わないと、あんなただでやったなとか、とてつもないことを平気で言われる方、ここが議員として問題だと思いますよ。

◎11番（堀 巖君） 反論させてください。

ただでつくらせただけではないかというのは、私が思ったわけではなくて、それは一般論として、疎明されない限り、中日新聞の報道にもありましたように、パート職員の女性の方がインタビューに答えられています。何かあるんじゃないかというふうに疑われてしまうので、それを解消するためにも、市長は真摯に答えていただきたいというふうに本会議で発言したまでです。ですから、あるクレーマーの妄想を根拠に発言しているわけではなくて、一般論として、領収書がない、どこでつくったかわからないということをやううと言いつけるとそういう疑いがかけられるので、それはやめられたほうがいいのではないかという話をしたと。

もう一点、さっきの40万か80万かわからない、記憶にないというところは、やっぱり一般市民からしてもどうしても説明がつかないと思います。例えばATMで振り込まれたと言いましたけど、40万円一気に振り込むことはできません。80万円も一気に振り込むことができません。小分けにして振り込んだのなら余計に覚えているはずですよ。何回に分けて振り込んだというような話は。その当時は、平成19年に法律が施行されて、10万円以上は振り込めないはずですよ。だから、一気に40万円、80万円なんかは振り込めないんですね、ATMからは。ということは、何回かに分けているはずなんです。その点はどうでしょうか。

◎市長（片岡恵一君） どういうふうにして振り込んだかは覚えておりません。小分けにしたということはないです。だから、調べればわかると思いますから、私は調べる必要があるなら調べるんです。議会が何でそんなことを一々言っているかということなんです。

それから、私が2番目の理由なんですよ、結局は。クレーマーに質問されていると思っているんですよ、僕は。

◎11番（堀 巖君） だから、そうじゃないんですよ。

◎市長（片岡恵一君） いや、クレーマーに質問されているから、職員に最低限のこと以外言うなと言ってありますから、そのことを自分でやっているだけです。

職員にはそう言いながら、自分が違う対応をするということとはできない。それは僕が8年間、クレーマー対策をやってきたことを、自分も同じことをやるわけでありまして。以上。

◎14番（関戸郁文君） 済みません、ちょっと繰り返しになってしまって申しわけないんですけども、先ほど看過できない発言があったのところを再度確認なんですけれども、市長も議場におられて、私もいました。たしか問責決議のときの賛成討論の中だったと思うんですが、具体的な印刷会社の名前を発言されたと思います。これは議会のルールの中で必要不可欠の場合以外はそういうことは言わないと思うんですね。ちょっとその辺のところ、そういうことが看過できないのか、あるいはもっとほかに看過できないことがいっぱいあるのか、その辺のところをもう少し詳しく教えてください。

◎市長（片岡恵一君） 御指摘のとおりです。個別の名前を出してしまってああいう発言というのは、やっぱり議場でやるべきではないというのを看過できないと言っております。

◎5番（相原俊一君） この文章を読ませていただいて、先ほど市長のお答えの中で、この判断は司法の場でしか明らかにすることができないというこ



とが書いてあるんですけど、要するに御説明の中では一市民が警察に告訴しているということを言っているわけですね。だから、警察が調べるべきである、そういうことですよ。

◎市長（片岡恵一君）　そうです。前、モンスター化の発言をしたときに、これはもう既にある方が告訴しておるわけでありまして。そこではっきりするんです、違反かどうか。だから、そこにお任せしなさいということを前から言っているわけです。そのことを司法の場でというふうに言いました。

◎3番（鈴木麻住君）　先ほどの市長の答弁の中で2点ありますね。収支報告の件とクレーマーの件です。

クレーマーの件というというのは、議会は今この議論では関係ないんです、実は。我々が今議論しているのは、一市民から請願が出てきたことに対して、その請願を事務的な処理で取り扱わなきゃいけなかった。それを取り扱った結果、総務産業委員会で協議したわけですね。その協議した結果が、収支報告書の冊子の問題だとか部数の問題、金額の問題ということが、一応明らかにしてくださいという申し出をしたわけですね。それが今はっきりされていないということで、再度いつまでという期限を切って、きょうまた報告いただいているということなんですけど。

それと、一市民のクレーマーがどうこうということとは、我々が今協議していることとは違うと思うんですね。だから、そのことについて真摯に答えていただきたいということが我々の希望なんですけれども。

◎市長（片岡恵一君）　なかなか理解してもらえないね。

クレーマー対策というのは、岩倉市にとって重大な問題なんです。はっきり言いましょうか。もうすごい重大な事件が過去に起こっているんですよ。

それで、私はこのクレーマー対策がペアになること、無になること、これが一番岩倉市にとっては大変なことだと思っているんです。だから、議会の答弁のどうこうというレベルと全然違う。これを優先している。これは職員のためなんです。あるいは市のためです。そのところをどうして議員の皆さんは理解できないんですか。そのために、私がクレーマー対策で指導していることを私自身が行動しているんですよ。

◎3番（鈴木麻住君）　ちょっと冷静に話していただきたいんですけども、もともとこれはクレーマーの方が出した請願だからということをおっしゃってみえると思うんですけども、そうでなければ、この問題には真摯に答えていただけるということだったんでしょうか。

◎市長（片岡恵一君）　時間さえつくれば調べられますので、そのことのほうが大きいということであればやりますよ。だけど、先ほど1番目のあれで

言ったとおり、時間がかかるのでそれはやっていないということです。

だから、要するに物事は優先順位なんです。市長の職務を優先するのか、収支報告書を修正するのを優先するのか、この違いが1番目の理由です。

2番目の理由は、クレーマー対策という僕が8年間やってきたことがパアになると、無になるということを危機と思って、それを絶対守らなきゃいけないというのが、そちらのほうが大きいわけです。

したがって、真摯に答えていないと見えるようなことをやっているのがこちらにある。決して議会を軽視とか、そういうふうに見えるかもしれないけど、私は本当に市民のためになることは何なんだろうということなんです。議会の皆さんに従順になることが市民のためになるということではないと思います。本当に市民のためになることは何なんだろうということを考えたときに、このクレーマー対策を8年間やってきたものをしっかりと守ってほしいと、これが私が本当に市民のためになると思っている。その価値観の差だと思いますよ。

◎11番（堀 巖君） もしそうであれば、もう少し早い段階で総務委員会で決定して、市長に答えてくださいというふうに文書を出したとき、そのときにどうして言わなかったんですか。何でこの時期なんですか。私は、議論のすりかえにしか見えません。市長が、請願が出されたことが、あるクレーマーの方だということを知っている岩倉市民何万人のうち、どのくらい知っていると思うんですか。そんなことどうでもいい話なんです、市民からしてみれば。このことが新聞報道されて岩倉市の評判を落としたり、そういうことのほうが市民に不利益をこうむるのではないですか。どうしてそれを、岩倉市全体の利益を考えた場合に、クレーマー対策が最上位で優先順位だとおっしゃるけど、それと今回の疑いを晴らすためにきちんと答えてくださいという議会の決定と一緒にしちゃうと、それは僕は違うと思うんですけど、どうですか。

◎市長（片岡恵一君） クレーマーの存在というのを本当に知っている人は少ないです。だから、それを市民の皆さんにわかってもらうためには、ある程度大きくするといったら悪いけど、皆さんが関心を持ってもらう方向へ持っていかなきゃいけないというふうに思っております。これは私の考え方でこうしているということでありますので、それは市民の皆さんがどういうふうに判断されるかというのは、後々わかるのではないですか。

◎4番（塚本秋雄君） もともと基本的にこれは請願が出てきて、簡単なことを言えば、冊子とパンフレットの発注先と発注部数と単価だけを教えてくださいと単純なことだったわけなんです。

それに対して市長は、きょうのトップの産業面でいいんですよ。調査については手元に報告できる情報がなく、進展できるものではございません。調査の必要性についても市長の職務を放置し、調査のための時間を捻出することが優先されるべきとは考えておりませんので、調査するための時間をつくるに至っておりません。

私も議員をやっておりますけれども、一般的な感覚では、こういう答えで答えていることについては理解ができない分があります。要は、パンフレットと冊子の発注先と部数と単価だけ答えればいいわけです。そのときに市長は答えられなきゃうっと答えなきゃいいけど、その後、いろんなことを話されてくるから、こういう形の現在に至っているんじゃないかなと僕は思っている。これが平行線ですうっと来て今でも平行線ですから、基本的にはこれが答えられるか答えられんかが一番のポイントじゃないかなと僕は思っています。これは答えられるだろうと思いますけど、答えないと僕は思っています。以上です。

◎市長（片岡恵一君） だから、調べれば答えられるけど、ばくっとした金額しかわからないと言っているだけでね。

議員さん方に不誠実な答えをしているというのが2番目のクレマーの問題です。だから、1番目と2番目が密接に絡んで私の行動をとっているということで、職員に、例えばいろんな書類でばんばん来るんですよ。それで、宮川委員長から、もうちょっと真摯に答えろというような発言もありましたけど、前回と同じですとか、そういうことではねつけておるんですよ、全てのいろんなことを何度もやってきますからね。そういうようなことを指導しているということが私のクレマー対策の方針なんです。

それで成果も上がってきているんですよ。やっぱりしっかりそのところは今後も守ってほしいなというふうに思っており、そういう基本的な指導をする者がそういうものに屈服しておってはあかんということでもあります。

◎13番（黒川 武君） 先ほど来、刑事告訴という話が出てきているんですね。議会のほうに対して、市長から告訴の内容についての説明もいただいではおりません。刑事告訴という言葉だけがずうっとここでやりとりしているわけなんですけど、ここで問題となっている冊子、リーフレットの発注先がわからないとか金額が幾らとか、それが僕は告訴の内容ではないだろうと思うの。本当に告訴されている内容というのはどのようなものなのか、お教え願いたいと思います。

◎市長（片岡恵一君） これは、収支報告書の虚偽記載、そういうようなことで、会計責任者、自分の女房が訴えられているということですね。

◎議長（須藤智子君） ほかにございませんか。よろしいですか。

それから、先ほど鈴木議員から議会のほうではクレーマーの被害はないとかいっておっしゃられました。

◎3番（鈴木麻住君） 被害ということではないです。

◎議長（須藤智子君） 自覚はないということですか。

◎3番（鈴木麻住君） このことは請願がもとで、請願に対して答えを求めているだけであって、クレーマーのことをどうこうというのと切り離さなきゃいけないですよということです。

◎市長（片岡恵一君） 請願元じゃないですよ。一番最初は6月議会の質問からスタートしているんですよ。

◎議長（須藤智子君） 多少なりとも議会はありますから、私はその対策を考えなきゃいけないとは思っています。だけど、議員の皆さんが温度差がありますから、それはやはり皆さんに自覚していただきたいと思っています。ほかにございますか。

◎12番（宮川 隆君） 感想としてお聞きいただきたいと思うんですけども、文書を残せば、前段、市長が言われたことが一定正論だというふうに私は認識していますし、一番最初の総務委員会にかけたときも、そういうような考え方に基づいてどのように整理していくのかというのが一つの課題であったと思います。

本会議場での議論の中でも、私が提示させていただいたのは、公の場所で私的な発言、言ってみればちょっと感情的な部分があって火がついてしまったと、そういう市長の態度に関して少し問題があるのではないかという御指摘もさせていただいたと思うんですね。

それで、すりかえだとか平行線だとかというお話もありましたし、これ以上言っても水かけ論だと思うんですね。なおかつ議会としては一定の結論は出した課題だと思います。今回、市長にわざわざお出ましいただいたのは、前回の全員協議会の中で質問したことに対してお答えいただきたいということであって、また原点に戻って水かけ論をし始めても何も市民のためにもならないですし、議会、もしくは岩倉市のいい結果をもたらすというふうには思いませんので、議長のもとで一定整理していただいて、この議論は確認しなければいけないこと、もしくは整理しなければいけないことというのは当然あるかもしれませんが、これ以上の議論をしても余り意味がないと思うんですけども、議長のほうで取り回しをお願いしたいと思うんですけど、皆さんはいかがでしょうか。

◎議長（須藤智子君） 私のほうでどういうふうに取り回しをするんですか。

答えだけ求めるの。

◎ 12番（宮川 隆君） 答えを出せと言っているわけじゃなくて、議長のもとで終結する方向にまとめていただいたらどうですかと提案しただけ。

◎議長（須藤智子君） わかりました。

◎ 12番（宮川 隆君） もっと言えば、こういうような根拠というものを総務委員会の中で出していただければ、もうその時点でおさまっていたと思うんですけれども、そのことをまた蒸し返しても意味がないので、市長としてはこういう考え方に基づいて議会のほうには発言をしたと。議会としては、このことに終始するんじゃないくて、私個人の意見としては、公の場で私的な発言が目立ったので、そこは市のトップとして少し気をつけてくださいと。

◎市長（片岡恵一君） 私的な発言というのは何。

◎ 12番（宮川 隆君） 申しわけありません。

総務委員会1回目、2回目の中でも、きょう言っていたいただいたような内容で締めくくっていただければ、総務委員会のメンバーとしては事前にお話しして、こういうところが落としどころでしょうねという話はさせていただいていました。それに対して、市長が委員会の委員のほうの発言も少し感情的であったということも私も感じていましたけれども、しかし、お互いに冷静に意見を交換するということができなかったということに関して、本会議場でも私は言わせていただいたように、議会にも問題があると。その上で、市長のほうにもそういう真摯な対応をしていただきたいということを申し添えさせていただいたと思うんですけれども。

◎市長（片岡恵一君） だから、私が言っているのは、クレーマーに対して私が相手にするなということを指導しているんですよ。そのことを私は実行しているだけだと言いますやん。

◎ 12番（宮川 隆君） だから、それは別にわかりましたと言っている。

◎市長（片岡恵一君） それは、議会の暴走が全然とまらないじゃないですか。とまらないから、こうやってだんだん大きくなっていったんじゃないの。

〔「議員間討議をお願いしたいんだけど」と呼ぶ者あり〕

◎議長（須藤智子君） 議員間討議に移ります。

◎ 13番（黒川 武君） 宮川議員は、総務産業建設常任委員会の委員長として、9月定例会における請願以後、この問題については本当に真摯に向き合っていたいただいたと思うんですよね。ところが、議会としてはどうしても解明できない部類もやっぱりあると。片や、政治資金規正法上の虚偽記載とい

う形で刑事告訴されておれば、やはりその辺の捜査の進展を見ていくことも必要ではないだろうかと思うんですね。かといって、じゃあ議会で何もするなということではないんですよ。ただ、やっぱり警察権、検察権のおのずから権力としての行使できる権限があるわけだから、そういう領域に踏み込んで侵害してまで議会はできないわけですから、その点について担当委員長さんとして、この政治資金規正法上の問題についてはどのようにお考えなのか、お聞きしたいですが。

◎12番（宮川 隆君） これは委員会の開会前に皆さんとお話をさせていただいたところで、一定共通の考え方に基づいていると思いますが、やはり委員会がまとめるものというのは、犯罪の有無ということにはないと思っています。そういう部分でいうと、司法の訴状に上がっているものに関しては司法の判断の動向というものをちゃんと見据えるということが大切であるのかなというふうには思っております。

◎議長（須藤智子君） そうすると、司法の場にお任せして、もう議会のほうは手を放したほうがいいのかということですか。

◎13番（黒川 武君） だから、今、宮川委員長さんがおっしゃられたようなまとめの仕方も一つのあり方だと思うんですね。そういうことで、先ほど来、宮川議員のほうは議長のもとで整理をお願いしたいとおっしゃってみえるわけですので、まだまだ議論が必要だったらここで議論を重ねればいいのか話です。

◎議長（須藤智子君） そうですね。

ほかに御意見ありますか。

じゃあ、この件につきましては司法の場にお任せするということで、冊子の振り込み先とか金額……。

◎10番（木村冬樹君） きょう、市長のクレーマー対策というところの心の奥にあった部分が初めて示されて、そういう考え方もあるということで一定理解はするところでもありますけど、やっぱりこれまでの議論なんかもあるもんだから、もうちょっと議員の中のきちんとした議論の上で結論を出していくということが必要ではないかなというふうに思います。多分、本当にきちんと腹の中の議論をしようと思ったら、こういう場で議論できるのかというところもあるもんだから、ちょっと気になるところです。

◎議長（須藤智子君） じゃあ別の場所でやるという結論ですか。

◎10番（木村冬樹君） 公の場ということじゃないけど、ここでやるというのはいいんだけど、それでも。だけど、本当に出し尽くしているかというところがまだ疑問があるもんですからという意見です。

◎議長（須藤智子君） でも、議会で一応市長に問い合わせをして、もう回答は今までのようにわからないということなんですね。それをずうっとこのまままだ続けていくつもりなのかどうか、皆さんにお尋ねします。

皆さん一人ずつ、この件についてどのようにしたらいいか、全員にお尋ねします。

◎9番（梶谷規子君） 本当に私も、市長が先ほど議会が暴走していると言われましたけれど、議会は何も暴走しているわけではなく、市長の発言がなお受け入れられないから、議会がモンスター化している、ええっ、モンスター化なんてしていないよねというんで、なお膨らんできちゃった。市長の発言にこそ何か火がついてきてしまって、こんなふうになってきたんじゃないかなというのが正直言ってる感想です。

だから、もちろん市民から出た請願が9月議会に審議され、私は総務委員会じゃないんですけど、総務委員会の中できちっと疑義が生じたことに対しては明らかにしていきたいということで、総務委員会の中であの請願が一部採択されたわけですから、その採択されたことによって、もうちょっと明確にさせていただこうということで12月議会に進み、その12月議会での市長のお答えがますます、繰り返しになりますが、ええっというような、なおなお疑義が生じるような発言が続き、議会がモンスター化しているような、議会に対してなお挑発するような言動をされて、あのような展開になってしまったという状況だと私は思っています。

ですから、市長が本当に最初から今のような発言を議会の皆さんと一緒に、これまでのクレーム対策に対してどんなふうやってきたのか、その一人の人の請願なんだよというようなことで、もうちょっと歩み寄るようなこれまでの議論があれば、ここまでのことにならなかつたんじゃないかと思っているわけなんですけど、やはり議会はルールにのっとって、9月議会の請願に対して一部採択をし、採択された内容が冊子についての収支報告をもう少し明確にすべきじゃないかという、そこでの経過なんですよ。だから、本当に9月議会からのこれまでの経過の中で、今のようなことがもうちょっときちんとお互いにわかるように話されていたら、こんなことにまで発展しなかつたんじゃないかと思うわけなんですけど。

◎議長（須藤智子君） それで、この問題についてはここで完結するのか、まだ続けるのか。まだ調べてもらうんですか。冊子の発注及び振り込み先及び金額は。

◎9番（梶谷規子君） A3リーフ、選挙用のA4、2枚組みの公選ビラを発行して、それぞれの費用は明確ですという……。

- ◎議長（須藤智子君） それは明確ですよ。別のものだよ。
- ◎9番（榎谷規子君） 別の冊子なんですよね。だから、その別の冊子が…  
…。
- ◎市長（片岡恵一君） 冊子じゃないです、リーフレットです。
- ◎9番（榎谷規子君） 40万か80万かが不明だという……。
- ◎市長（片岡恵一君） それは相手の会社はわかっているから、調べてくれと今言っていますから、わかりますよ。
- ◎9番（榎谷規子君） その冊子が40万か80万かわからんというやつは、わかるということなんですか。
- ◎議長（須藤智子君） でも、それは司法の場でということを行っているんですよ。
- ◎市長（片岡恵一君） だから、時間があれば言うから、そんなこと心配せんでいいの。
- ◎議長（須藤智子君） これをずうっと引きずっていくのか、ずうっと市長に調べてもらうのかということは今……。
- ◎9番（榎谷規子君） 調べていただけるって今言われたもんね。
- ◎市長（片岡恵一君） だから、必要ならやるって言っているんだ。
- ◎議長（須藤智子君） だから、刑事告発されているから、司法の場でそれは調べるからということで市長はおっしゃっている。その問題を議会でまだずるずるとこれから先もやるの。
- ◎9番（榎谷規子君） ずるずるとというんじゃないで、ずるずるとという言い方がおかしいと思うんだけど、9月議会の請願の中で、それは議会の決定なんじゃないですか。そこについてのやりとりの中でまだ疑義が生じているままなので、そこは調べてもらうということにしたほうがいいと思うんですが。
- ◎議長（須藤智子君） 榎谷さんはまだ調べるということですね。市長に調べてもらうということ、市長に対して再度調査を依頼するということだね。
- ◎9番（榎谷規子君） そうです。
- ◎議長（須藤智子君） じゃあ、順番に。
- ◎10番（木村冬樹君） 市長がきょう、クレーマー対策ということ強く時間をかけて言われたもんだから、そのことについて、今即どういうふうにしたらいいかという結論は持っていないんだけど、そういう思いで市長がこれまで来たということは理解したということです。だから、対応をどうするかというのは、ちょっと今私としては、それをちょっとのみ込んだ上で、これまで総務委員会で議論してきたことの積み重ねもあるもんだから、その上



でどう判断したらいいのかなというところを今考えているところなんですけど。ですから、結論として今どうだというふうには持ち合わせていません。

◎11番（堀 巖君） 私は、やはりそもそもこの発端が市長の頭の中ではクレーマーが情報元だから、それについては答える必要がないと。議会の総務委員会の決定やら、いろんな決定についても、それは踊らされているから、そんな決定すること自体が間違いだろうというきょうの御指摘だったというふうに思います。

私はさっきも言いましたように、そのことと議会がきちんと情報、問題点に向き合って、これはどうすべきだというふうにちゃんと議論して決定したことについて、それはやっぱり民主主義として議会全体として従うとしたわけですから、そこの時点で、一市民のことじゃなくて議会と市長、執行機関側の対峙になるわけです。

そこでそういうふうに意見が分かれちゃうと、これはもう收拾がつかないわけで、モンスター発言ということになっちゃって、それについてそんなことはおかしいだろうということと、今回の私の扇動ということは本質的には同じです。だから、モンスターというのが、一扇動者が議会をかき回して云々というところの発想と、きちんと私たちが議論して決定していくという民主的な手順を否定することになってしまうので、それはちょっと問題だろうというふうに私は思います。

◎市長（片岡恵一君） 私、多数決は民主主義にあらずというような、今許可いただきましたので、静かにしてください。

多数決は民主主義ではないということの本会議の中で何回も言ったことがあるね。民主主義というのは、きちっと事実を積み上げて議論して、そういうことが民主主義なんですよ。そして、一定の結論を得る。最後に時間がないから、多数決というのはやるわけでありませう。だから、機関決定機関決定といいますけど、要するに市長派というのは少ないんですよ。私4人の会派から出てきたもんだから、一番最初はすごい洗礼を受けましたよ。3人しか味方がいなかったですから、まず否決を食らいましたね、一発ね。

やっぱり数で決めたことが民主主義だということをストレートに言ってしまうと、私はちょっとそれは違うんじゃないかなということ、本当にそのところは議論が熟したかどうかということね。本当にこれでよかったんだろうかということを常に積み上げながらいくのが民主主義だというふうに思っておりますので、機関決定したから民主主義だと言われると、ちょっとおかしいなというふうに思いますよ。

◎11番（堀 巖君） 機関決定したから民主主義なんては言っていないませ

ん。そこが市長のよく使う手で、すりかえテクニックなんです。だから、私たちは、本当に最終的に問責決議も8対6で決めました。そのことについて、市長は全然悪いと思っていないというふうに新聞にもコメントされたのを見ました。でも、それって本当にあるべき姿なのかなというふうに思うと、私はやっぱりずうっと対峙してけんかしておっても意味ないわけで、反省すべきときは反省しないといけないと思います。

これはリーフレットの冊子の話なんですけれども、その前に毎年出さなければならぬ収支報告についても市長の答弁が二転三転して、それについていろいろやりとりがあって、市長も記憶違いだとか、いろんなことが話されて、そこからお互いぎくしゃくしたところも始まっている。でも全てがクレーマーからクレーマーからというふうに市長の頭の中にあっただかもしれないけど、私たちはそんなことはその当時は思っていなくて、とにかく議会として真相を究明すべきではないかなという1点だけだったんですよ。だから、そこで食い違いがあるということで、さっきも何でこの最後の最後になって、そういうことを大なた振って言うてくるのかなというところがすごい疑問に残るわけなんですけれども、今でも真相を打ち明けることは必要ないというふうにおっしゃってみるので、このまま行くと議会側はすべきだというふうに決めてきたわけですから、それは熟議じゃなかったというふうに言われちゃうと、そうかもしれません。でも決まったことは粛々とやるのが議会だというふうに私は思っています。以上です。

◎12番（宮川 隆君） 済みません、1点だけ訂正の依頼。これは本会議場のほうでもしなければいけないなというふうに感じたんですけれども、先ほど私のほう、前回の本会議の中でも言いましたように、「公の場所で私的な」という発言をさせていただきました。その部分に関して、「感情的な」というふうに置きかえていただくように文章の整理をお願いしたいというふうに思います。

その上で、皆さんの意見を聞くということは大切なんですけれども、全員協議会というのは決定する場所ではありませんので、方向性が定まればそれでいいと私は考えています。

先ほども申し上げましたように、議会としての一定の結論を出しています。それ以上、仮に追及したとしても何の強制力もないわけですし、市長が言われるように、記憶にないというものに関して脳波を調べるというようなことすらできるわけではありませんので、ですから議会として決めたことは決めたということで結論づけるしかないのじゃないかと。

もう一点、議論の中で百条というお話も今までも出てきていますけれども、

私個人的な感想からすると、予算をつけ、時間をかけ、そして証人喚問までして強制力のある百条委員会までをするほどの案件なのかなと思うと、私はそこまでは至っていないのかなと思っておりますので、そういうことを含めて、先ほど議長のもとで一定整理していただいて、終結の方向に導いていただけるとありがたいということを申し上げさせていただきました。

◎ 13 番（黒川 武君） 大体の論旨は宮川議員とほぼ同じなんです。それで、何度も言いますけれど、政治資金規正法上の問題については虚偽記載ではないかということで刑事告訴されているし、警察において一定の捜査等がなされていくだろうと。その過程の中で、発注先はどこだと、単価金額は幾らだというところが明らかになるだろうし、また警察権は、捜査権を持って臨むものですから、そういうことも例えば銀行側において情報開示等がなされていくだろうと思いますので、そこまで議会が立ち入ってやるほどのことではないというか、むしろ先ほど申し上げたように、捜査権、検察権というのがあるわけですから、法治国家であれば、そういったものはきちっと見守っていくことも必要ではないだろうかなと思う。

それからもう一点、いろいろモンスターとかクレーマーとか、そういった発言が今出ております。私も職員のとくに繰り返し繰り返し市民の方から何度も呼び出され、あるいは時間を費やして話をしてきたこともございます。ただ、議会というのは御承知のように、合議制の機関でもあるわけです。執行機関と違って、トップがこういったふうにと指示を出して、それのもとでやっていくものではなくて、合議制の機関というのは、まさにいろんな議員がいて、いろんな意見があって、その中でこうした形で話し合って協議・調整し、それで一致点を見出していく。どうしても一致点を見出せないものは、民主主義により採決というやり方もあるわけなんです。我々ではできるだけ議員の中でお話をしながら一致点を見出していこうと。

したがって、政治資金規正の問題と、モンスター、クレーマーというのは、少し切り分けて考えていかなきゃいけないだろうし、我々も執行機関が今までどれだけ苦勞してきたのかというのは、私なりに理解してはおります。ただ、それを議会の中で話そうとするんだったら、どうしても事実に基づいて話をしていくということが大事かなと思いますので、やはり市長の指摘は指摘として、私たちもやっぱりそれは受けとめていかなきゃいけないだろうし、必要があればそのことの検証も必要ではないかなと思います。

したがって、そのところはきちっと切り分けて考えていただきたいということで、政治資金規正法上の問題は刑事告訴されていけば、やはりそれは司法のほうの判断に委ねるべきではないだろうかなと考えております。

◎ 14番（関戸郁文君） 私の意見は一貫しております。この件について百条委員会の設置も必要ないし、問責決議も必要ないと思っております。

その理由は2つあります。

1つ目は、今議論されているように、もう告訴されていて警察が調査中ということでございます。その結果を待って考えればいいことだというふうに考えるのが1つ。

2つ目は、この期間、すごくこのことでたくさん時間を使っているわけです、議会の時間も委員会の時間も。やっぱりそこをちょっと考えてほしいんですよ。もう少し司法に任せて、それはそれで置いておいて、ほかに議論しなきゃいけないことはいっぱいあるわけですから、そっちのほうに時間を費やしたいと、そういうふうに考えるわけでございます。以上です。

◎ 15番（伊藤隆信君） 私も百条委員会は反対、そしてこの問題は司法の場に任せるべきだと思います。以上です。

◎ 1番（櫻井伸賢君） 黒川議員の意見に同意でございます。私は以上です。

◎ 2番（大野慎治君） 志政クラブはもともとこの問題は問題視しておりませんでした。9月議会の冒頭は、市長が真摯に対応して謝罪していただければ問題化しないというのは正・副議長に申し入れていましたし、総務産業建設委員会的时候は真摯に対応していただければ問題化するつもりはないというのは、前回の全員協議会的时候でも述べさせていただいております。

ただ、そこで一部真摯じゃなかったという部分に対して、なぜかだんだん問題が大きくなっていき、このような問題になったというのが経過です。もともと僕たち志政クラブ一般質問では政策提言だと思っておりますので、余り政策提言以外のことは質問は一切しておりませんのであれですが、当初の対応が間違っていたのかなと。それは僕の市長の考え方が違いますが、多分、議会ともちょっと考え方が違ったのかなと。初期対応が間違っていただけだと思います。以上です。

◎ 議長（須藤智子君） 継続するか、終結するのか、この問題について。

◎ 2番（大野慎治君） このような文書が出ましたので、もう結構です。

◎ 議長（須藤智子君） 結構って、終結でいいんですね。

◎ 3番（鈴木麻住君） 私は先ほど答えさせていただきましたけれども、確かにクレーマーの処理対応というのは大変苦勞されているかなと思います。最近、議会のほうでもいろいろクレーマーと称される方がいろいろクレームをつけて、その対応に苦慮しているというのは私も聞いていますし、時間も非常にかけて大変だなというのもわかっています。

ただ、その方が出してきた請願ということに対して、それを無視するとい

うのは、我々議会としては、手続上きちっと踏まれたものに対しては答えなきゃいけないんですね。総務産業委員会でそれを取り上げて一応対応してきて、事ここに至っているわけなので、市長からはいろんな報告書についても特に問題ないだろうと。選管にも問い合わせ、訂正する必要ないと。その中で冊子の問題とか、いろいろ追加でこういうことを調べて報告してくださいということを請求したわけでありましたが、それについても記憶がないので、調べればわかるという今の答弁だったと思います。

ですから、クレームのこととこれとは切り離していただいて、議会は議会でこういうことをきちっとやらなきゃいけないということも御理解いただいて、回答いただけるんだったら回答いただきたいなというふうに思っています。

◎議長（須藤智子君）　じゃあ、続けて調査してくださいということですね。

◎市長（片岡恵一君）　あなたたちがやることじゃないの。

◎3番（鈴木麻住君）　だから、議会に付託された案件ですから、どうなのというところを聞いてください、調べてくださいということをお願いしているんで、わかれば教えていただきたいと、報告いただきたいということだけお願いしておきます。

◎議長（須藤智子君）　じゃあ継続で調べるということですね、まだ市長に頼むということですね。

◎3番（鈴木麻住君）　時間があって調べていただければ、わかったら報告いただきたいと。

◎議長（須藤智子君）　じゃあ、この件については終結するというものでいいですか。

◎3番（鈴木麻住君）　時間がないですからね。

◎4番（塚本秋雄君）　この問題は、基本的に総務産業常任委員長が文書をもって回答するように出して、その後、議長が出して、また議長が出して、きょうのこの日程でも、議長が文書を出さなきゃなかったスケジュールだったかなという解釈をしております。

きょう、前回と今回を含めて、前回のところで問責決議を出させていたんですけれども、それは議会に対することに対する問責決議ですから、私はそれでかなり市長さんには申し入れてあるんですけど、そのときに謝りがなかったということについては、市長の政治姿勢を問います。

それと、きょうの中で市長がどうしても議会に対して問題視されるような行動をあえてしてきたということは、やっぱり市長の政治姿勢にも問題点は僕はあったんじゃないかなと。もうちょっとしっかり話をする場があってや

ればいいですけど、前回といい、今回といい、全協で呼ばれて出てきて、こういう文書を出してきたという、意見交換する、正・副議長のもとでの整理の仕方はちょっといけなかったんじゃないかなと思っております。基本的に調べる調べんは、市長のこれからの政治姿勢に問うていきます。以上です。

◎議長（須藤智子君） では、終結でよろしいんですね、この件については。

◎9番（梶谷規子君） 政治姿勢に問うと言われたがね。

◎4番（塚本秋雄君） 自分で決断してください。

◎9番（梶谷規子君） 市長の政治姿勢に問うということで、結論。

◎議長（須藤智子君） 調査をすることだよ。

◎9番（梶谷規子君） だから、それはそう言われたがね。

◎議長（須藤智子君） どう言われた。

◎9番（梶谷規子君） 市長に任せると。

◎4番（塚本秋雄君） 市長に任せると、自分がやりたいと思ったらやるのが政治姿勢だ。

◎議長（須藤智子君） それじゃあ、いいということですね。

難しい言葉を使うで。

◎4番（塚本秋雄君） だって、そういう責任の立場にあるもん。

◎9番（梶谷規子君） 議長がきちんと判断してください。

◎議長（須藤智子君） 後で言われるといけないから、私は今聞いているんですよ、皆さんに。

◎4番（塚本秋雄君） 市長に投げてあげるんだ、逆に。自分で調べるか調べんかは市長だと。

◎市長（片岡恵一君） 必要なら調べるから。

◎4番（塚本秋雄君） だから、それをずうっと通すなら通していただいて。

◎5番（相原俊一君） 議会としては、問責決議という形で一応、市長の責任はとって採決されたんですよね。だから、それで私はいいと思っておるんです。百条委員会なんていうものはとてもじゃないです。ただ、私としては、副議長の立場として、初めて議会に市長が危惧されている、一市民が職員を1時間でも2時間でも電話しているんだなというのがわかっているんです。だから、反対討論の中で表に出てこないところでこの問責決議に反対しますと申し上げたんですけれども、本当にそうだと私は思っています。だからこそ、今の市長のほうのお立場を擁護させていただきます。

◎6番（鬼頭博和君） 今回の発言ですけれども、議会での結論というのは、きょう、市長の気持ちがわかりました。背後にクレーム対策があるということで、今回の問題、いろいろ時間がかかりましたので、これ以上この議論

を進める必要はないというふうに私も思います。あとは司法に任せていけばいいというふうに考えております。以上です。

◎8番（梅村 均君） さきの全員協議会でも、この件は警察に告訴されたということで、専門的な警察のほうに任せればいいのではないかとということでは申し上げてまいりました。議会は本当にさまざまな議論をする場であって、政策提言から、こういった政治姿勢の問題も出てくることもありますけれども、やはり何でもかんでもできるというふうにも思っておられません。

今回の場合、総務委員会のほうでいろいろ質問をつくられ、投げかけられました。それで最後、この質問の部分については回答がないまま結論は委員会としては出されました。だけど、その質問については、市長が調べれば出ますよねなんていう委員長とのやりとりで、市長も調べれば出るかもしれない、そんなやりとりがあった中で、市長は調べることは一定調べてきたと。だけれども、調べた結果、正確なところまではわからなかったというような流れでありました。そんなところから、これ以上、市長が申し上げたところでもありますけど、市長の職務まで削って調べるものであるのかどうか、そういった部分については、私一定理解ができるなというふうには考えております。

そんなところからも、これは専門である警察のほうが進んでいるならば、そちらへ任すべきではないかという意味で、この件は市議会としては区切りをつけたらどうかなという考えであります。以上です。

◎議長（須藤智子君） 皆様方の意見をお聞きして、大多数の人がもうこの辺でこの問題については終結したほうがいいという意見でありました。

私も、やはりこうして皆さん方一人一人に聞いたというのは、私が市長に質問を持っていきますよね、文書で。それで、ただ口頭で謝らないとか、わからないということを皆さんにお伝えしたら、また皆さんは調整機能がないということを言われます。それで、今回、市長に出てください、なるべく市長に出てください発言をしていただくということで出させていただきました。今回、皆様方の意見を一人一人聞いて、この問題についてどのようにしたらいいのか今確認をとりましたので、この問題につきましては、政治資金規正法については司法に任せるとということで、今回のリーフレットの数、振り込み先などの問い合わせはこれでもう終わりにしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

〔発言する者あり〕

◎議長（須藤智子君） これで終結をしたいと思います。

じゃあ、議員間討議を終わります。

それでは、この件につきましてはこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

それでは、10分間休憩をとります。

(休 憩)

◎議長（須藤智子君） 定刻前ですが、始めさせていただきます。

それでは、続きまして執行機関からの報告を順次お願いいたします。

次第はお手元の式次第に従って行っていきますので、お願いします。

◎総務部長（山田日出雄君） それでは、執行機関からの報告ということで、①から⑥までございますけれども、最初に12月定例会に追加提出予定の議案ということで御説明をさせていただきたいと思えます。

まずお手元の資料をごらんいただければと思えます。

議案とすれば、次の本定例会に追加して付議をさせていただく事件については、人事院勧告に準じて給与改定及び介護休暇、育児休業等の取り扱いの改正を行うものであり、条例関係が5件、補正予算が5件となっております。

それでは、資料に基づき説明をさせていただきます。

まず岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

改正理由としましては、人事院勧告に伴います一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が平成28年11月24日に公布されました。これに伴って、この内容に準じて介護休暇を分割して取得できるようにするなどの所要の改正を行うものであります。

主な改正内容としましては、(1)の表にありますように、介護休暇の取得について、これまでは1の要介護状態ごとに1回に限って連続6カ月の期間内での取得となっておりますが、これを3回を上限として、合計6カ月の範囲内で分割して取得することができるようにするものであります。

次に、(2)の介護時間の新設ということですが、こちらは連続3年の期間内において、1日2時間以内の介護のための介護時間の制度を設けるものであります。この介護時間については無給としております。

(3)の深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る規定を整備するという一方で、まず①ですけれども、こちらについては、現在は小学校の就学前の子がある場合には深夜勤務、3歳未満の子がある場合には時間外勤務に一定の制限がございますが、この場合の子については、職員と法律上の親子関係がある子に限られております。これを、こうした勤務の制限を受ける育児の対象となる子の範囲を特別養子縁組の成立に係る介護期間中である子、養子縁組、里親である職員に委託をされている子などに拡大するものであります。



また②では、介護の場合にも公務の運営に支障がある場合を除いて、深夜勤務、時間外勤務ができないこととするものでございます。

一番下の施行期日については、平成29年1月1日からとしております。

次のページで経過措置が記述してあります。経過措置としましては、施行日前に介護休暇の承認を受けた職員で6カ月を経過していない場合は、施行日後の6カ月を経過するまでの期間は、改正後の規定に基づいて、その介護休暇を分割して取得することができるものとするものであります。

また、平成29年4月1日に児童福祉法の改正が予定されておりますので、この範囲の拡大の改正規定にあります養子縁組、里親である職員については、平成29年1月1日から3月31日までの間は、現行法の規定であります里親である職員といった内容での規定を適用することとしております。

なお、現在のところ、本市では介護休暇を取得している職員はございません。

次に、3ページの岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部制定について御説明させていただきます。

こちらは、改正理由としましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児、または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が平成29年1月1日から施行されることに伴って、育児休業等に係る子の範囲の見直し等を行うものであります。

主な改正内容としては、こちらにも4つございます。

まず(1)として、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正によって、先ほどの勤務時間条例の一部改正と同様に、育児休業の対象となる子の範囲を拡大するものであります。

(2)では、非常勤職員の育児休業について、改正前では子が2歳になるまで継続雇用される予定であったことが必要でありましたが、これを1歳6カ月までに短縮するものであります。

(3)は、育児休業をした後、さらに育児休業ができる場合として、通常は、育休中に例えば次のお子さんを出産したような場合の産休に入ると、その育休は取り消しとなって、産休に入るということの取り扱いにしておりましたが、出産した子が亡くなったような場合には、従前の取り消しとなった育休が取得できることとなります。こうした特別の場合に、今回の改正であります特別養子縁組が成立せずに、家事審判事件が終了した場合や里親の委託、乳児院、児童養護施設等への入所措置が解除された場合を加えることとしております。

(4)では、育児休業としましては、1日2時間以内の部分休業を取得する

ことができますが、現在、保育のための授乳等に係る特別休暇等がございます。こちらは1日に2回、それぞれ30分、1歳になるまで取得できる特別休暇でございますが、これや、あるいは先ほど勤務時間条例の改正にありました介護時間を取得した場合には、部分休業の時間はこれらと合わせて2時間以内となるといったところでございます。

次に、5ページの3ですが、岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。

改正理由としましては、人勸関係の法律改正により、市議会議員の期末手当の支給割合を改めるものであります。

改正内容としましては、期末手当の支給割合を0.1カ月分引き上げるもので、2条立ての改正となっております。

表にございますように、第1条では、平成28年12月分の支給割合を0.1カ月分引き上げ、第2条では、この引き上げた分を平成29年度からは6月分と12月分に0.05カ月分ずつとするものであります。

施行期日につきましては、公布の日からの施行としますが、第2条の規定につきましては、平成29年4月1日から施行するものとし、先日支払われました12月分の期末手当については、第1条による改正後の規定による期末手当、つまり100分の175の内払いとみなすこととするものであります。

次に、4の岩倉市特別職の職員に給与に関する条例の一部改正についてでございます。こちらについては、改正理由、改正内容、施行期日等、先ほど市議会議員の議員報酬等に係る一部改正についてと同じでございますので、省略をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、5の岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。こちらについては、改正理由としましては、人勸による法律改正の内容に準じて職員の給料表、勤勉手当の支給割合を改めるものでございます。

主な改正内容としましては、こちらも2条立ての改正としておりますが、まず(1)では、第1条での改正として、官民較差を埋めるため、給料表の水準を、平均0.2%となりますが、給料表の水準を引き上げるものであります。また、別表の給料表ですが、行政職1、2の給料表を改めるものであります。

次に、(2)の勤勉手当の支給割合についてです。こちらについては、先ほどの特別職等と同様に0.1カ月分を、また再任用職員については0.05カ月分を引き上げるものであります。

なお、表にありますように、第1条で28年12月分の支給割合を0.1カ月分、第2条では、来年度の6月分と12月分で0.05カ月分ずつの引き上げとなります。

施行期日につきましては、公布の日からの施行とし、第2条の規定については、平成29年4月1日から施行をするものとしております。

次に、次の点でございますが、第1条における別表である給料表の改正規定については、28年4月1日からの適用とし、また21条の勤勉手当の改正規定、また附則第22条で勤勉手当を減額されている55歳を超える職員の勤勉手当の減額割合の改正規定でございますが、この第22項の改正規定については、平成28年12月1日から適用するものであります。

また、既に支払われておりますが、改正前の規定により既に支払われた給与については、改正後の規定による給与の内払いとみなすものであります。

以上で、条例関係のほうの説明は終了させていただきます。

次に、補正予算の関係です。

6番の平成28年度岩倉市一般会計補正予算（第6号）から10番の平成28年度岩倉市上水道事業会計補正予算（第2号）まで一括して御説明をさせていただきますと思います。

お手元の資料の平成28年度12月補正予算（追加）の概要をごらんください。

今回の各会計の補正予算につきましては、人事院勧告に準じて先ほどから説明をしてまいりました市議会議員報酬や給与改定等を行うことによる人件費の補正となります。

概要の表にありますように、一般会計では、各会計への繰出金を含めて2,052万8,000円、上水道事業会計では26万8,000円のそれぞれの増額となり、人勧分としましては、全体で2,079万6,000円の増額補正となりますので、よろしく申し上げます。以上です。

◎議長（須藤智子君） 説明が終わりました。

御不明な点、確認したい点などがあれば発言をお願いします。

◎10番（木村冬樹君） 条例の一部改正で、介護休暇のことでは、ちょっと早過ぎるものだから、聞き取りにくかった\_\_\_\_\_介護休暇をとっている人は現在は勤務していないということですが、育児休業についてもおっしゃられましたでしょうか、現在の取得状況は。おっしゃられていない。

◎総務部長（山田日出雄君） 述べていません。済みませんでした。

◎10番（木村冬樹君） 本会議で聞いたほうがいいですか。わかりました。

◎議長（須藤智子君） ほかによろしいですか。

[挙手する者なし]

◎議長（須藤智子君） それでは、これをもって12月定例会に追加提出予定の議案についての報告を終わります。

それでは、続きましてデマンド型乗り合いタクシーの実績及び登録者全員アンケート調査結果についての説明をお願いいたします。

◎協働推進課統括主査（小崎尚美君） 今お時間いただきました。アンケートの結果についてお話しする前に、毎月のデマンド型乗り合いタクシーの実績の変更点について先にお知らせしたいと思います。

毎月報告させていただいている内容の中で少し変更がありました。

お手元に資料の御用意をお願いいたします。

まず3の利用実績ですが、これまで平成25年10月からの実証運行期間を含めたデータをお示ししておりましたが、今回より実証運行期間後は年度ごとに乗車人数等を集計させていただいた表になっております。

次に(7)の乗車時間帯別予約数ですけれども、今までは当月分だけをお示ししておりましたが、一番多く利用があった月と一番利用が少なかった月を載せて比較できるような表にさせていただいております。

また次のところになりまして、10の事業に係る経費等は、デマンド交通に係る委託料の28年度の予算の欄を追加いたしました。

次に(11)当日窓口予約便についてです。デマンド型乗り合いタクシーの利用促進の取り組み、さくらの家の窓口での当日窓口予約便の利用実績をここにお示ししております。

7月1日号の広報で周知を図りまして、さくらの家にも何度か職員が出向き、利用促進のPRを行ってまいりました。実績としましてはごらんのとおりで、8月から10月までの3カ月間で利用人数は12人、利用日数は9日でしたが、実際に利用される方を見て、さくらの家に登録の申し込みをされた方も数名いらっしゃいました。また啓発も含めて一定の効果があったと考えております。現在は試験運行期間を3カ月が過ぎましたので一旦この事業は終了しておりますが、予約便の利用者の方から、もう少し出発時間が遅いといいか、施設利用者の方から、出発時間が遅くなったら利用したいなという声もいただいておりますので、それを踏まえて委託事業者と協議しながら、改善策をもう一度検討したいなというふうに考えております。

以上で、利用実績についての説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、岩倉市デマンド型乗り合いタクシーに関するアンケート調査の集計結果について簡単に御説明をさせていただきます。

お手元に資料を御用意ください。

本格運行開始しました平成26年10月から、登録者の増加やデマンド型乗り合いタクシーの利用促進について、無料チケットの配付等取り組んでまいりましたが、登録者はふえているものの、1日の平均利用者は30人程度にとど

まっていたため、今回、デマンド型乗り合いタクシーの登録者全員に対し、

1. 調査の目的のとおりアンケートを実施いたしました。

調査対象者は、8月19日時点で市内に在住している全ての登録者1,711人に郵送にてアンケート用紙を発送いたしました。実際に送付しましたアンケートは20ページから23ページに掲載させていただいておりますので、後ほどごらんください。

アンケートは、配付数が1,711票でしたが、回答いただいたのが938票でしたので、回収率は54.8%となっております。

回答の欄ですが、問い1-1から問い1-7までは登録者についてお伺いしております。問い2-1から2-4は日常の外出についてお伺いしております。問い4-1から問い4-4までは、利用経験がある方へい～わ号の利用状況等をお伺いしております。問い5-1から問い5-3ですが、い～わ号を利用したことがない方と、い～わ号を利用したことがある方で満足していない方への利用意向の設問となっております。

最後にですが、自由意見があります。19ページの自由意見ですけれども、全部で475件の記入がありました。同じ意見、要望がかなり重複しておりますので、その内容ごとにまとめて26項目に分類させていただいております。

その中で一番多かったのが、巡回バスにしてほしいという意見でした。

また、「行きの予約がとれない」「希望の時間に乗れない」「帰りの利用が難しい」などの意見について、こちらのほうもありましたので、これについては電話で予約受け付け時に乗り合い利用や帰りの利用方法を提案するなど、より丁寧な案内、対応を引き続き行うようにしたいと思います。

今回、さくらの家の当日予約便のPRや登録者全員アンケートにより、利用者が7月からかなり伸びました。さくらの家の当日受け付け便については、広報掲載が7月、アンケートを送付したのが8月です。アンケート送付後、2週間ほどは電話や窓口で自分が登録していたことを知らなかった。使い方を教えてほしいなどの問い合わせを多数いただきました。アンケートを実施し、利用者の実態把握や利用されない方の意向が把握できたことに加え、アンケートを機に登録者の方に改めてい～わ号について理解していただくことができ、利用促進につながったのが良かったと考えております。

以上で、デマンド型乗り合いタクシーに関するアンケート調査の集計結果についての御報告を終わらせていただきます。

そして最後に、先ほどお配りさせていただきました資料ですね。地図と両面刷りになっておりますが、こちらについて少しお話させていただきます。

こちらは、総務常任委員会協議会のほうでお話をいただきました地区別の

利用者がわかる資料と地図というものをお示ししてほしいということだったので、そちらになります。

地区別の人口とい～わ号の実利用者人数をグラフにしたものがあります。地図じゃないほうですね。そちらのほうになります。これによりまして、地区人口に対する実利用者人数の割合がわかります。そうしまして、矢印が書いてある線がいっぱい入った地図ですけれども、こちらは担当課において抽出ができなかったため、コンビニクルを運営している会社に依頼して作成した資料となります。OD経路図というもので、往復乗車すると矢印が双方向になり、同じ経路の利用回数を重ねれば線が太くなるというものになります。こちらを作成するのは、業者の手作業によるもので、今回1週間分のみの資料の作成となっておりますので、御了承ください。

これら資料から病院の利用が多いことだったり、登録者の多い地域の方の利用がやはり多いのだなということがわかりました。

以上でこの資料の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（須藤智子君） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

◎11番（堀 巖君） アンケート調査なんですが、項目によっては以前行った公共交通実態調査の質問項目と似ているもの、同じもののような気がします。それとの対比で、要はデマンド型乗り合いタクシーを導入して、そのころのアンケートと今回のアンケートとどのように行動が変わったのか。さっき利用が増しているというか、自由回答の中でも便利になっているとか、いろいろありますけど、もう少し数値的に分析を執行機関側でして、どういふふうに出向の動向が変わっているのかなという説明を本当はいただきたいかったということが1点と、もう一個、実利用者人数の割合にしても、当初のころとどのように経年的に変化が生じているのかというところがもし次わかれば、資料も提示していただきながら説明をお願いしたいというふうに思います。

◎協働推進課長（小松 浩君） 御意見ありがとうございます。

今分析のほうを順次進めておりますので、今現在報告できるのはこういった形になっておりますので、今の御意見をいただいて、また報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎12番（宮川 隆君） 要望として聞いていただきたいんですけども、この地区別の棒グラフのところに、できれば高齢化率を入れていただけたらもう少し読み取りやすいのかなと。地理的な条件もありますので、一概にそれが全てを示すとは思わないんですけども、もし可能であれば次回からお

願いたいと思います。

◎協働推進課長（小松 浩君） 少しどのように入れられるかどうか、一度検討はさせていただきたいと思います。

年齢を反映させるということによろしいですかね。多分そのあたりぐらいまでならできかなと思いますので、一度検討させていただきます。

◎2番（大野慎治君） どっちにしても岩倉病院さんの利用が非常に高いというのがもうデータ的に出ているんですが、岩倉病院さんは岩倉駅からバスを出していますよね。その周知自体もまだはっきりしていない。僕も今回岩倉病院に行って、バスが出ているんだと、駅まで無料の。その部分の周知、一部病院に対しての周知はなかなか難しいですが、そういうものもあるというものをちょっと周知しないと、岩倉病院さんのところが集中していることはもともとデータで出ていましたが、バスがずうっと1時間に1本出ているということ自体も御利用者の方に周知しないと、これは無料ですからね。

◎9番（榊谷規子君） それは周知されているでしょう、病院のほうで。

◎2番（大野慎治君） 前からだけど、実はわかっているようでわかっていないという、使われているようで使われていないということがあるので、その辺のところの分析はどのようになっているか僕も知らないですが、今回僕も初めて知ったので、この間、バスが走っているということ。

◎9番（榊谷規子君） 前からだよ、デマンドよりも。

◎議長（須藤智子君） 榊谷さんがお答えしているの。

それは御意見で、答弁しようがないね。わかりました。じゃあ御意見ということで賜ります。

◎10番（木村冬樹君） さっきの宮川さんの要望なんですけど、この表って総人口だもんね、対象人口じゃないもんね。だから、その辺がちょっとどういうふうに見るのかというところの問題をもうちょっと指摘しておきます。

それと、僕が聞きたいのは、新しい実績の表で、11番で当日窓口予約便ということで試行的に3カ月間行われたさくらの家のものなんですけど、利用人数延べ12人というのがちょっと意味がわからんですけど、どういう意味なの。利用した人が12人で何回も利用しているということなの。ちょっと教えてください。

◎協働推進課統括主査（小崎尚美君） 御利用いただいた方が、実人数がたしか4人だったと思います。同じ方が何回も何回も利用するので、延べ人数ということにはなります。よろしくお願いします。

◎2番（大野慎治君） 利用を見るとみんな病院なんですね、ほとんど。生涯学習センターとか、団地の方も八剣の方も病院や公共施設というのがわか

ると、乗り合いじゃなくて、乗って、途中でおろしてきたほうがいいんじゃないの、うまく配置して。八剱町から岩倉病院じゃなくて、病院に行かれる方も途中でいらっしゃるので、おろして来ちゃったほうが率がいいんじゃないかって。もうちょっと、できないかもしれないけど、そういった調整をしたほうがうまく、巡回バスじゃないけど、そういった調整もできるんじゃないのかなと思うんだけど、乗り合い自体は同じ病院にはなかなか行かないと思うけど、同じ町内から違う病院に行って回ってくるというのは。

◎協働推進課長（小松 浩君） 御指摘のとおり、効率的にうまく途中途中でおろしたりできるのがまさにこのデマンド乗り合いタクシーというふうに思っております。やはり違う病院であるけれども乗り合っていくというのが本当に効果的なんですけれども、今現状の運行においては、かなり効率的に運行されているというふうに考えております。特に午前中は、今回、実績の資料で(7)のほうで、乗車時間別の予約数ということでお示しをさせていただいておりますが、一番使われている午前中、多くて120人ということで、こういった形で使われているということを考えれば、効率的な運行が午前中はされているというふうにも考えております。やはり午後の便が40人から20人というような間での推移になっておりますので、このあたりを少しまいたいろいろと利用促進に向けて検討させていただいて取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎2番（大野慎治君） じゃあ、今の乗り合い率は。

◎協働推進課長（小松 浩君） それは\_\_\_\_\_申しわけありません。

◎2番（大野慎治君） わかりました。

◎議長（須藤智子君） ほかにございますか。

[挙手する者なし]

◎議長（須藤智子君） それでは、これをもってデマンド型乗り合いタクシーの実績及び登録者全員アンケート調査結果についての報告を終わります。

続きまして、大矢公園雨水貯留池についての説明をお願いいたします。

◎上下水道課長（松永久夫君） 大矢公園の雨水調整池につきましては、今年度、詳細設計のほうを現在進めさせていただいております。岩倉市下水道雨水整備計画を平成18年3月に策定してございますが、こちらのほうでは駅西地区、犬山線から新柳通の間の区域の浸水対策として、大矢公園内に2,250トンの貯留池を設けるという計画になってございます。それに基づきまして、今年度、詳細設計を進めさせていただいておりますが、その業務の中で非常に地盤が不安定な状況というのが判明いたしました。それで、一昨年行った基本設計の際に、公園の敷地周囲にシートパイルという鋼製の矢板



で山どめを打つ計画をしておりましたが、それでは安全上もたないということが判明いたしまして、セメント壁、いわゆる連壁と呼ばれるコンクリートの連続壁の計画に置きかえたところ、非常に山どめ、仮設関係の経費が2年前に基本設計をした当時よりも大きく膨らんでしましまして、基本設計の際、約4億4,000万ほどの事業費を想定しておりましたが、今回の詳細設計を進める中で約倍以上といたしますか、10億を少し下回るようなことが判明してまいりました。

それで、公園内に設ける貯留池につきましては、現状の公園の東半面、真ん中のあたりに築山と遊具が密集しておりますので、東野広場部分に設ける計画をしてございましたが、今御説明させていただいたような事業費が多く膨らむということで、全体を浅くして、公園全体の中で所定の貯留量を確保しようということで再度検討させていただきましたが、それでも幾ばくかの事業費は下がるものの、まだ8億強の事業費がかかるということも判明いたしました。

よって、余りにも事業費がかさむということで、駅西の貯留池につきましては、一旦大矢公園で全ての2,250立米を設けることは少し再検討させていただいて、公園をゼロにするわけではございませんが、全体の中でこれに成りかわる部分の検討をさせていただきたいということで、きょう、御説明をさせていただきます。

それで、今後の雨水調整池ですね。他の地区も含めたスケジュールでございますが、資料の1ページ目の下のほう、ちょっと細かくで申しわけございませんが、並行して五条川小学校の調整池の、今年度、法手続の業務を進めさせていただいております。こちらについては、学校側への説明も入っておりますので、今のスケジュールどおりの平成30年度に詳細設計をさせていただきまして、31年、32年に本体及び導水管の工事等を予定どおりさせていただくということをお願いしたいと思います。

それで、大矢公園につきましては、下の表で今年度、詳細設計等を書いて、その後の部分については白紙とさせていただいておりますが、今後できるだけ早い段階で、これに成りかわる検討のほうをさせていただいて、また議会のほうに提示させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

◎議長（須藤智子君） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございますか。

◎2番（大野慎治君） 基本設計、26年の段階での設計方法が甘い設計だったと。深さが深かったらケーソンを使わなきゃいけないというのは当然なの

で、もともとの工事費算定の根拠は何だったんですか、当初の26年の。

◎上下水道課長（松永久夫君） 基本設計の際には、工法といたしまして、貯留槽をどういった構造で行うか。一般的に場所打ちと言われる現場打ち、それとプラスチックの貯留池、それとPCという3タイプが一般的ですが、現場の諸条件等を加味して、当時は現場打ちが一番最適だろうという結論でここに至っております。

それで、今御指摘がございました仮設工法が今回大きく費用がのしたわけですが、基本設計で一般的な仮設の検討はするものの、詳細的な工法といいますか、それでの安全性とか計算上の部分については、やはり詳細設計で業務として行うものですから、今御指摘はございましたが、基本設計ではその辺の部分については不明確な部分であったということでございます。

◎2番（大野慎治君） それを加味して設計会社がもともと基本設計を組んでくるわけですよ。それを加味して、当然最初の段階で、こういうリスクがありますって。当然ですよ、そんなの。それは設計会社が悪いのか、市役所の御担当者が悪いのか、どちらが責任が重いんでしょうか。

◎建設部長（西垣正則君） 両方あると思います。今御指摘のように、コンサルももう一回、駅西の新堀の沿線の貯留方法等みたいなところをもう一回振り出しに戻る格好になるんですが、検討をさせております。

◎2番（大野慎治君） その検討費はどこから出ているんでしょうか。

◎建設部長（西垣正則君） 今回の実施設計の分でございます。

◎2番（大野慎治君） そんな実施設計って、設計するお金に全体の構想費が入っていたんですか。

◎建設部長（西垣正則君） コンサルのほうと話を進める中で、もう一回、基本設計みたいな業務になりますけれども、その部分までやってもらうことにしております。

◎2番（大野慎治君） それは議会に報告がありましたか。

◎建設部長（西垣正則君） 議会のほうに報告させていただいたのは今回が初めてでございます。

こういう事業費が莫大な額が違うということでもありますので、当然このまま事業を進めるわけにはいかないという判断を当局のほうでしましたので、きょう、この場を使って市の考え方を説明させていただいております。

◎2番（大野慎治君） それじゃあ、大矢公園の調整池というのは、原則見直しだと。大幅な見直しで、ここにつくるかどうか全部あわせて、ここにつくらない場合もあるということよろしいでしょうか。

◎上下水道課長（松永久夫君） 大矢公園を全く白紙とは考えてございませ

んが、ここに2,250を丸々つくるのではなく、規模が小さくなる可能性もありますし、不足する部分をこの公園以外の部分も踏まえた検討を進めさせていただきたいと考えています。

◎11番（堀 巖君） 今の関連なんですかけれども、じゃあ具体的に無駄になった設計に係る経費というのは幾らなんですか。

◎上下水道課長（松永久夫君） 一昨年に基本設計をさせていただきまして、昨年、法手続の関係をしてございます。それと、ことしの業務といたしまして詳細設計、この3カ年で2,950万ほどでございます。

◎3番（鈴木麻住君） 基本設計、平成26年のときに仮設のところのコメントがないですね。要するに、そのときは仮設工法は決めていなかったということになるんでしょうか。

◎上下水道課長（松永久夫君） 一般的にこういった地下貯留池の仮設については、先ほど申しましたようにシートパイルが一般的な仮設の工法だということで検討してございます。

◎3番（鈴木麻住君） ならば、シートパイルで予算を見て、ここはシートパイルと普通書くんじゃないですか、仮設のところに。

◎上下水道課長（松永久夫君） 26年の基本設計Aというところについては、シートパイルの部分が少し記述として漏れてございますが、仮設としてシートパイルを使った山どめの費用がこの中に含んでございます。

◎3番（鈴木麻住君） 書いていないだけということやね。

◎上下水道課長（松永久夫君） はい、そうです。

◎議長（須藤智子君） ほかによろしいですか。

[挙手する者なし]

◎議長（須藤智子君） それでは、これをもって大矢公園雨水貯留池についての報告は終わります。

12時を過ぎましたが、続けて行わせていただきます。

続きまして、新柳通線歩道における転倒事故についての説明をお願いいたします。

◎建設部長（西垣正則君） お手元に資料を配付させていただきました。新柳道理線歩道における転倒事故というやつを見ていただきたいというふうに思います。

本年4月に発生をしております新柳通線の歩道における転倒の事故につきまして、道路管理の瑕疵に起因するものとして、これまで相手方と示談の申し入れをしてまいりましたが、現在和解に至っておらず、今回、当方の保険会社が提示した補償額では和解に応じられないというふうに被害者側からの

依頼を受けた弁護士のほうから連絡がありました。

事故発生後8カ月がたつわけですが、示談が調うまでもう少し期間を要する状況でありますので、事故の概要等について、この場で報告をさせていただくものでございます。

初めに、項目の1番としまして、事故の発生は、平成28年4月11日でございます。場所が岩倉市の朝日町二丁目10番地先の新柳通線東側の歩道でございます。

概要につきましては、ツリーサークルとインターロッキングブロックの段差につまずき転倒し、膝をすりむき、足首を捻挫したものでございます。被害者であります相手方は、岩倉市在住の個人の方でございます。

項目2. 事故原因でございますが、道路管理の瑕疵によるもので、歩道上の高木の根本に設置をされているツリーサークルとインターロッキングの継ぎ目につまずいて転倒し、膝をすりむき、足首を捻挫したものでございます。事故の原因となった段差につきましては、事故後速やかに新柳通線全線で同様のツリーサークルなど含めまして、あわせて確認をし、危険箇所15カ所ありましたが、全て修繕をさせていただいております。

項目の3ですが、損害賠償額及び和解について、市が加入する保険でありますチャブ損害保険株式会社の道路賠償責任保険の代理店であります株式会社ニュータスとともに示談交渉を進め、半年経過した10月に賠償額約27万円を提示し和解を申し入れましたが、今月に入って賠償額に納得できないということで、先ほど申し上げたように代理人の弁護士から連絡を受けております。

項目4. 今後についてであります。被害者側が弁護士を代理人としていくことから、示談が調うまでもう少し期間を要するのではないかというふうに思っております。道路管理の瑕疵に起因するものでありますので、道路管理者としての責任を感じております。おわびを申し上げますとともに、再発防止に心がけてまいります。

また、引き続き被害者の方には誠意を持って向き合い、和解ができるよう努めていきますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。また和解が整い次第、改めて議会のほうに御報告をさせていただきます。申しわけありませんでした。

◎議長（須藤智子君） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

◎11番（堀 巖君） この相手方は御高齢な方なんでしょうか。

◎建設部長（西垣正則君） 年齢等はよかったですかね、この場で……。

◎11番（堀 巖君） 年齢じゃなく、高齢かどうか。

◎建設部長（西垣正則君） 高齢の方ではありません。

◎11番（堀 巖君） 一般的に道路管理の瑕疵というふうに書いてありますけど、どこでも段差ってありますよね。そこでつまずいたら、みんなこんなふうにそれこそ訴訟が起きるといえるのか、そういう損害賠償を求められて、全部そういう対応をするんでしょうか、市の対応として。

◎維持管理課長（高橋 太君） いろいろそういった道路管理の県が主催する研修なんかでもそういう議題があるんですけど、やはり受任の限度と申しますか、例えば1センチの段差が蹴つまずいてけがをしたという事案とかであれば、それは日常的にどこでもあるような段差だということで、何でもかんでも補償の対象になるということはないと、そういう考え方だというふうに思っています。

◎2番（大野慎治君） 2点教えてください。

どれぐらいの段差が生じていたのと、これは4月11日に発生した転倒事故なんですけど、これをどうして今の全協に報告なのか、2点教えてください。

◎建設部長（西垣正則君） 段差につきましては5センチ程度というふうに聞いております。

半年以上、8カ月たったところでの報告ということですが、本来、普通、けがをされると、症状固定といって約6カ月たてば大体症状が変わるところで、今回、示談を申し入れたところですが、でも、まだ治癒されていないということなので、まだこの先延びるといえるふうになりますと、それこそ御報告が遅いという形になりますので、今のこの12月の時期になったところでは。

◎10番（木村冬樹君） 賠償額27万というのは医療費という考えでいいんでしょうか。それと、本人が納得できていないというのは、注意をしていないということ以外にはないということですか。

◎建設部長（西垣正則君） 過失割合については、被害者の方には過失はないということで、補償額につきましては治療費、それから慰謝料、それから病院に通う交通費等ということです。

◎10番（木村冬樹君） 治癒をしていないということが……。

◎建設部長（西垣正則君） まだ治癒していない、まだ治っていないというところを聞いております。

◎議長（須藤智子君） ほかによろしいですか。

[挙手する者なし]

◎議長（須藤智子君） これをもって新柳通線歩道における転倒事故についての報告を終わります。

続きまして、第2期岩倉市行政経営プラン（案）についての説明をお願いいたします。

◎行政課長（中村定秋君） それでは、第2期岩倉市行政経営プラン（案）について御説明をさせていただきますが、細かい中身につきましては、先日の全員協議会で策定方針というのを御説明させていただいて、それに基づいてプランの案というのはできておりますので、説明については割愛をさせていただきます。

こちらの第2期岩倉市行政経営プランにつきましては、課長級職員で構成する行政改革推進事務局会議、それから市長を初め部長級の職員で構成する行政改革推進本部会議というところで案としてまとめをしたものです。

現在既に始まっておりますが、市のホームページ等で1月10日までパブリックコメントを実施しまして、さらに2月に市民委員などで構成される行政経営プラン推進委員会を開催し、最終的にそれを受けて、改めて本部会議を開催して、今年度中に第2期岩倉市行政経営プランとしてまとめていきたいと、そのようなスケジュールであります。

全体的な方針というか、策定に当たっては、いわゆる経営資源と言われております人・物・金、そして情報といったものを最大限効果的、効率的に活用して、経費の節減、それから市民サービス、行政サービスの質の向上を図っていくというようなものになっております。

あと大きく違うところとしては、先回ありませんでしたけれども、この間、自治基本条例が制定されておまして、10ページを見ていただきますと、もともと総合計画を下支えするというものでございましたが、今回、第2期の行政経営プランの一番の根拠となるものは、岩倉市自治基本条例の中にある最少の経費で最大の効果が得られるよう行政改革に努めるというものでございます。

そういった形でまとめさせていただきましたので、また何かお気づきの点等ありましたら御意見をお寄せいただければと思います。

説明は以上です。

◎議長（須藤智子君） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございますか。

◎13番（黒川 武君） 推進委員会の委員長はどなたでしたか。

◎行政課長（中村定秋君） 四日市大学の岩崎先生です。

◎議長（須藤智子君） ほかにございますか。

〔挙手する者なし〕

◎議長（須藤智子君） それでは、これをもって第2期岩倉市行政経営プラ

ン（案）に次の報告を終わります。

続きまして、その他に入ります。

◎都市整備課統括主査（田中伸行君） 五条川右岸堤防道路の整備事業について、平成28年度の状況について御報告させていただきたいと思います。

今年度の予算といたしましては、堤防の道路の用地買収1件と工事費のほうを約300万程度、竹林公園の北側から約100メートルぐらいのところまでの工事費を予算計上させていただいておりましたが、これは愛知県の護岸の整備工事に合わせて、岩倉市分の側溝だとか表層の道路の部分を暫定的に整備するという予算を計上させていただいておりましたが、愛知県の別の事業になるんですけれども、愛知県に来る交付金の割合が非常に少なかったということで、そちらのほうに、愛知県が行う護岸整備に関しては愛知県は単独費を充てておりまして、そこには交付金が入っていなかったんですね。ですが、愛知県全体として、こちらは新規事業ということになるため、交付金がつかなかった分を単独費をそちらの事業のほうに充てたということで、今年度、右岸の堤防道路の工事を実施しないということとなりました。ですので、岩倉市も愛知県の堤防の整備が終わらなければ工事ができないということになりまして、今年度、工事を見送ることとなりましたので、御報告させていただきます。

今後についてなんですけれども、岩倉市としましては、用地買収をさせていただいておる県と市の部分とあるんですが、そちらのほうを用地買収させていただいておりますので、少しでも早く整備のほうを実施していただきたいという要望は強く今後も継続してまいりたいと思いますので、以上、御報告させていただきます。

◎議長（須藤智子君） 報告が終わりました。

質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎議長（須藤智子君） それでは、これで終わります。

あと、総務部長、報告。

◎総務部長（山田日出雄君） 私のほうからでは、先週15日の協議会の後に消防職員の懲戒のお話をさせていただきましたが、その際に公益的通報のお話がなかったといったところをお聞きしました。この点について、若干説明をさせていただきたいと思いますが、確かに一部の新聞でも報道されていまして、公益的通報によってはありました、この件に関しての。それは、10月28日付でありました。実は、この放送があったことを先日ごときに御報告しなかったといったところは、通報者の保護という観点と、通報の取り扱い

いを検討していた間に、所属長である消防長から事実確認が行われたということがありましたので、その報告によって、懲戒処分の対象としての本人及び周りの関係者等に対する調査を進めてきたことによって処分を決定したものでありまして、公益的通報としての調査は行なわなかったといったことがございますので、その点については先日には御報告をしなかったということでもありますので、よろしく願いいたします。

◎議長（須藤智子君） この件について何か御質問ございますか。

◎2番（大野慎治君） 一般的に公益的通報が通知された場合、通報者と、通報された方と、今回だと消防司令の方と両方、すぐ聞き取り調査に入ると思うんですが、これがどうして1カ月、一般的に考えれば、両方聞き取り調査をするだけなんですけど、一般論としていつ実施するんですか。

◎行政課長（中村定秋君） 特段いつまでに実施しなければいけないという規定はございませんが、通常、一般的には1週間以内ぐらいで始めるのかなと思っております。

今回遅くなったのは、その取り扱いについて少し検討しなければいけないところがございましたので、少しスタートが遅くなったということでございます。

◎2番（大野慎治君） 僕も一般論だから1週間後ぐらいには始めるんだと思うんですが、なぜこれは1カ月以上今回はなかったんでしょうか。

◎行政課長（中村定秋君） 通報の中身でございますとか、あるいは詳しく申し上げることはここでは控えさせていただきますが、通報の出され方といったことが、果たして条例の趣旨に合致しているかというようなことの検討が必要だったということで、しばらく時間がかかったということでございます。

◎2番（大野慎治君） 総務部長は、この提出されたことはいつ御存じだったんですか。

◎総務部長（山田日出雄君） 10月28日付で、その翌週だったかな。28日が金曜日だったということで、翌週の月曜日にお聞きしております。

◎10番（木村冬樹君） いろいろ疑問が湧くわけなんですけど、今細かいことは言えないということなんですけど、通報の内容と通報のやり方についてちょっと問題があったということですか、公益的通報というのは、例えば条例が制定されてからどのぐらいあったんでしょうか、まずその点。

◎行政課長（中村定秋君） 平成27年4月に条例施行しておりまして、27年度は匿名によるものが1件、28年度が今回の1件ということで、トータルで2件でございます。



◎10番（木村冬樹君） 内容がなぜ問題なのかがわからないものですから、それを問うのはなかなか難しいですけど、例えば平成27年度で出された匿名の1件についてはどういう対応で、どのぐらいの時間を置いて対応がされてとか、そういうことというのはわかりますでしょうか。

◎行政課長（中村定秋君） 対応については、聞き取り調査等を行いまして、27年度のものですね。それはしかるべき処分であるとか、そういったものにつながっているということで、時間については、済みません、ちょっと今手元に資料がないもんですからお答えはできないんですけども、そんなには時間はかかっていたんじゃないかなど。

条例を読んでいただくとわかるかと思いますが、調査委員会のほうに通報を受けて、誠実に対応しないと、外部の弁護士の通報先というのがあるもんですから、そういうのが私どももそこに至ってはいけないということで注意しておっておりますので、そういったところでそれほど時間はかかっていたんじゃないかなど。少なくとも通報者が、匿名ではありましたが、そこから何か別の動きになるようなほどの時間はかかっていないということでございます。

◎10番（木村冬樹君） これは新聞報道されて、前日の議会への報告がなかったということもちょっと残念な思いをしておりますけど、調査を怠っていたという表現になっていることについては、どういう見解なんでしょうか。

◎総務部長（山田日出雄君） 私のほうでは、新聞社のほうから何度も取材を受けました。怠っていたということは私のほうから言っておりませんが、向こうはどうしておくれたんですかというようなところの表現でした。だから、怠っていたという表現ではそのときにはなかったんですけども、それは新聞社の判断かと思えます。

ただ、おくれたというか、時間がかかったという点については、今後は速やかに対応していきたいといったところはお答えをさせていただきました。

◎11番（堀 巖君） 28日付で出された書類を受け付けたんですよ。受け付けてから、さっき1週間と言いましたけど、条例では速やかというふうに書いてありますよね。速やかというのは大体二、三日というのが例規的な解釈だというふうにずうっと学んできたわけですけども、時系列、28日に出されたものを、出されたというのは多分委員会のトップは副市長なので、副市長に、さっき総務部長には11月1日というふうに言われましたけれども、同じ日にちで、どういう流れでその文書が処理されていたのかというか、もう少し詳しく教えてください。

◎行政課長（中村定秋君） 10月28日に提出というか、受け付けをしたのは

行政課の事務局です。それで、それについては私が総務部長と副市長に、28日が金曜日でしたので、土・日明けて月曜日に、10月31日に総務部長と副市長にまずは御報告をさせていただいて、そこで速やかに処理をするようにというような副市長からの指示は受けたんですけれども、そこから少し時間がかかったということでございます。

◎議長（須藤智子君） ほかにございますか。

〔挙手する者なし〕

◎議長（須藤智子君） ないようですので、これをもってその他を終わります。

それでは、続きまして3の協議事項に入ります。

協議事項は何かございますか。

〔挙手する者なし〕

◎議長（須藤智子君） ないようですので、これをもって協議事項を終わります。

続いて、その他、これは教育委員会だから、秘密会にしたほうがいいということですね。

じゃあ、これをもって全員協議会の報告を終わらせていただきます。